

2025 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名：インフロニア・ホールディングス株式会社
代 表 者 名：代 表 執 行 役 社 長 岐 部 一 誠
(コード番号： 5076 東証プライム市場)
問 合 せ 先：グループマネジメント部長 堀 井 洋 一
TEL. 0 3 - 6 3 8 0 - 8 2 5 3

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

本自己株式処分は、次のとおり、当社の取締役及び執行役に対しては取締役及び執行役の報酬等として、金銭の払込み又は財産の給付を要せずに行い、当社子会社の取締役及び執行役員に対しては、報酬等として金銭報酬債権を付与して当該金銭報酬債権を現物出資させる方法により行います。

①当社の取締役及び執行役に対する処分の概要

(1) 割当日	2025年 7 月23日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 77,149株
(3) 処分価額	当社の取締役又は執行役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み、又は財産の給付は要しないこととします。 ※ 当該普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日(2025 年 6 月 23 日)における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 1,189.5 円であり、その総額は 91,768,736 円です。
(4) 割当予定先	取締役 1 名(※1) 22,968株 執行役 5 名(※2) 54,181株 ※ 1. 社外取締役を除きます。 2. 取締役を兼務する執行役を除きます。
(5) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

②当社子会社の取締役及び執行役員に対する処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月23日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 152,680株
(3) 処分価額	1株につき1,189.5円
(4) 処分総額	181,612,860円
(5) 割当予定先	当社子会社の取締役 7名 28,510株 当社子会社の執行役員 53名 124,170株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年10月1日開催の報酬委員会において、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役及び執行役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

また、当社は、上記と同様の目的で、当社子会社の取締役及び執行役員に対しても本制度を導入しております。

今般、当社は、2025年6月24日開催の報酬委員会において、本制度に基づき、当社の取締役及び執行役6名並びに当社子会社の取締役及び執行役員60名の合計66名（以下、あわせて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案して、取締役、執行役又は執行役員の報酬等として、当社の普通株式229,829株を付与することを決定いたしました。

これを受けて、対象役員に当社の普通株式を付与するため、本日の取締役会決議により本自己株式処分を行うことといたしました。

なお、本自己株式処分の現物出資財産とするため、当社子会社から当社子会社の取締役及び執行役員である対象役員に金銭報酬債権合計181,612,860円を支給いたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

なお、本割当契約には、重大な不正会計等により譲渡制限期間中の当社の決算の修正が発生した場合、又は、対象役員について法令や社内規程に重大な違反が判明した場合、譲渡制限付株式を無償返還させる旨のクローバック条項が含まれます。

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、2025年7月23日（割当日又は払込期日）から当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、各対象役員の地位に応じて次に定める期間（以下「本役務提供期間」という。）

の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の報酬委員会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日において、本役務提供期間開始日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、対象役員が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

① 対象役員が当社の取締役又は執行役である場合

割当日の直前の当社の定時株主総会の日から翌年に開催される当社の定時株主総会の日まで

② 対象役員が当社子会社の取締役である場合

払込期日の直前の当社子会社の定時株主総会の日から翌年に開催される当社子会社の定時株主総会の日まで

③ 対象役員が当社子会社の執行役員である場合

払込期日の直前の4月1日から翌年の3月31日まで

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は退任日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会又は執行役会）で承認された場合には、執行役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社子会社の取締役及び執行役員に対する本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月23日（取締役会決議の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,189.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上